

第2 具体的施策

I Society 5.0 に向けた戦略分野

1. 健康・医療・介護

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》国民の健康寿命を2020年までに1歳以上延伸し、2025年までに2歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】
⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

（2）新たに講ずべき具体的施策

団塊の世代が全て75歳以上となる「2025年問題」に間に合うよう、技術革新を最大限活用し、個人・患者本位で、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護など、新しい健康・医療・介護システムを構築する。オールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、個人の状態に合った効果の高いサービス提供による、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活を実現する。また、AI、ロボット等も組み合わせて現場の生産性を上げながら、高齢化・人口減少下でも質が高く、効率的な健康・医療・介護のサービス提供を可能とするモデルを構築する。こうした仕組みを支えるため、効果的な民間サービスの育成・普及を促すとともに、日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化を進める。このように、費用対効果も勘案しつつ、基盤構築・制度改革・民間投資促進を一体的に進め、2020年には新しいシステムを構築し、国民が安心できる医療・介護が2025年に国民生活に定着していることを目指す。

こうした健康・医療・介護サービスは、今後世界各国で必要とされる。他国よりも早く課題に直面している日本で課題解決モデルを早期に作り上げ、グローバル市場の獲得と国際貢献を目指す。

i）技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築

① データ利活用基盤の構築

・個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備する。同ネットワークは、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」と、更に基礎的な患者情報を救急時に活用できる「救急時医療情報共有サービス」等で

構成し、これら自らの生涯にわたる医療等の情報を、本人が経年的に把握できる仕組みである PHR (Personal Health Record) として自身の端末で閲覧できるようにすることを目指す。2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。

- ・「全国保健医療情報ネットワーク」のうち医療・介護事業者のネットワーク化については、クラウド化・双方向化等による地域の EHR (Electronic Health Record) の高度化を推進するとともに、広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について、実証を本年度中に行う。PHR については、EHR の情報だけでなく保険者等の多様な主体が有するデータについて、本人のライフステージに応じて民間サービスを取り入れた多様な活用を可能とするよう、サービスモデルの構築等を来年度までに行う。特に、ウェアラブル端末等の IoT 機器を用いた日々の健康情報の収集による効果的な生活習慣病予防サービスの確立に向けては、昨年度までの実証結果を踏まえ、より厳格な効果検証を本年度より 3 年間実施するとともに、当該事業等を通じて収集される健康情報を活用した AI アルゴリズム開発を通じ、新たな民間による健康情報利活用サービスの創出・高度化を図る。
- ・研究者・民間・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結し分析できるようにするため、「保健医療データプラットフォーム」を整備する。同プラットフォームでは、レセプト・特定健診情報の NDB (National Data Base)、介護保険情報の介護保険総合データベース、DPC データベース等の既存の公的データベースについて、他のデータベースと併せて解析可能とする。2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。
- ・本年 4 月に成立した次世代医療基盤法による認定事業者を活用し、匿名加工された医療情報の医療分野の研究開発への利活用を進める。上記の「保健医療データプラットフォーム」は公的データベースを基礎とした^{しつぱい} 悉皆的な情報を提供し、同法による認定事業者は、治療の結果であるアウトカム情報を含め医療分野の研究開発の多様なニーズに応えるデータを任意の仕組みで集めて提供する。
- ・これらを支える基盤として、医療保険のオンライン資格確認及び医療

等 ID 制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。

- ・健康・医療・介護分野のデータの徹底的なデジタル化や標準化の取組については、技術の進展を踏まえつつ、データの利活用主体がデータの共有や二次利用を円滑に行えるよう、標準化すべきデータの範囲と標準化の手法を含め、具体的な施策について、2020 年度からのデータ利活用基盤の本格稼働に間に合うよう検討を加速し実施した上で、その後も技術の進展等を踏まえて必要な施策を講じる。

② 保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの強化

- ・予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。健保組合・共済組合については、後期高齢者支援金の加算・減算制度について、加算率・減算率ともに、来年度から段階的に引き上げて 2020 年度には最大で法定上限の 10%まで引き上げる。協会けんぽについては来年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020 年度から都道府県単位保険料率に反映する。国保については来年度から保険者努力支援制度を本格実施する。各制度共通の評価指標は、特定健診・特定保健指導の実施率に加え、がん検診、歯科健診の実施状況や ICT 等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うこと等を追加することで、予防・健康づくりなど医療費適正化に資する多様な取組をバランス良く評価するものとする。また、保険者の責任を明確化するため、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を今年度実績から公表し、開示を強化する。
- ・保険者による保険者機能発揮に向けた取組を強化するため、保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等を行い、外部委託や民間事業者活用を促進する。
- ・保険者の有するデータを集約し、健保・共済組合、協会けんぽ、国保等の各被保険者情報を横断的に管理できるシステムにより、保険者が変わってもデータが引き継がれ効果的にデータヘルスを行える環境整備を行う。
- ・地方公共団体において保健師等が効果的にデータヘルスを行うため、健康診断・レセプト等のデータを AI により分析し、保健指導施策立

案を行うモデルについて具体的な検証を行う。

- ・保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）を推進する。このため、経営者が、自社の健保組合の状況を全国との比較で客観的に把握した上で、保険者と連携して健康づくりに取り組めるよう、厚生労働省と日本健康会議が連携して、各保険者の加入者の健康状態や医療費、健康への投資状況等をスコアリングし経営者に通知する取組を来年度から開始する。同様の取組を共済組合はじめ他の保険者でも展開する。
- ・健康経営銘柄及び健康経営優良法人認定を拡大するとともに、働き方改革等も踏まえ、必要な評価項目の見直しを行うこと等を通じて、健康経営の質の向上と更なる普及を図る。

③ 遠隔診療・AI 等の ICT やゲノム情報等を活用した医療

- ・遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020 年度以降の改定でも反映させていく。また、遠隔での服薬指導に関しては、国家戦略特区での実証等を踏まえ検討する。
- ・保健医療分野でのディープラーニングや機械学習等の AI 開発を戦略的に進めるため、画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を重点6領域と定めて開発・実用化を促進する。AI 開発用のクラウド環境の整備・認証の仕組みを構築するとともに、実用化に向けて、AI を活用した医療機器の質や安全性を確保するための評価の在り方等のルール整備を行う。これらを踏まえ、医師の診療に対する AI を用いた的確な支援による医療の質の向上等について、次期以降の診療報酬改定等での評価を目指す。
- ・がん、難病・希少疾病領域でゲノム医療提供体制を整備する。がんについては、ゲノム変異や治療効果等に関する情報等を集約し、解析するための AI 基盤の整備や、医療関係者等が AI や情報技術を利用した治療を行うために全国的な支援の体制の整備（コンソーシアムの構築）を行う。また、条件付き早期承認による医薬品の適応拡大等を含めた

施策を行うとともに、一人ひとりに最適な最先端のがん治療を公的医療保険で受けられるよう有効性・安全性等を確認した上で保険適用を行う。さらに、全ゲノム解析や免疫関連検査等を利用した革新的治療法の開発、リキッドバイオプシー等を用いた低侵襲性の診断技術や超早期診断技術等の開発を推進する。難病については、ゲノム解析情報や臨床情報等の研究データを一元管理し、早期診断の実現や創薬開発を促進するための体制の整備を進める。

- ・災害時に被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築するに当たり、医療活動訓練等の中で、被災地域で必要とされる医療モジュールの検討に取り組む。

④ 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現

- ・次期介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行う。
- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか明らかにし、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースを構築する。本年度中にケアの分類法等のデータ収集様式を作成し、来年度中にデータベースの構築を開始し、2019年度に試行運用を行い、2020年度の本格運用開始を目指す。
- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価するとともに、そうしたサービスが受けられる事業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進める。

⑤ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを^{けん}牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年

夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格である ISO13482 と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。

- ・介護職員の負担軽減のため、行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、介護記録の ICT 化について普及を促す取組を強化する。加えて、これまでの処遇改善の着実な実施や、返済免除付きの貸付制度の活用等の多様な介護人材の確保策等に総合的に取り組む。また、AI を活用したケアプランの作成支援についても、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援する。

ii) 産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進

- ・高齢となっても自分らしく生きることの出来る「生涯現役社会」を実現するために、医療・介護関係者や大学、民間事業者、地方公共団体等の多様な主体の連携の下、高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、要介護状態になることを予防し、進行を抑制する。例えば、「仕事付き高齢者向け住宅」(仮称) 等について実証事業を実施し、認知症や要介護状態の予防及び進行抑制に向けて、医学的・科学的に効果が認められるモデルケースの構築を進める。
- ・老化プロセスと年齢の相関関係を再評価するため、これまで蓄積された知見やデータを整理しつつ、加齢による生活機能や認知機能の低下等について類型化し、予防、治療、社会参加支援等に役立てる。
- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施するソーシャル・インパクト・ボンドなど、社会的インパクト投資の取組を保健福祉分野で広げる。このため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備や地方公共団体における案件形成の支援等を行う。また、行政・金融・実施事業者それぞれの課題や対応について、これまでの事例を踏まえた検証や整理を行う。

iii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

- ・「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定、平成 29 年 2 月 17 日一部変更) 等に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構

(AMED)において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。

- ・健康寿命の延伸・患者 QOL の向上と医療経済価値を両立する革新的な医薬品や再生医療等製品の創出を促進する。具体的には、最先端バイオ技術や AI 技術等を活用した創薬基盤技術の開発に加え、再生医療技術を用いた医薬品候補の安全性等の評価方法の開発、再生医療の実用化を促進するためのナショナルコンソーシアムの構築、再生医療とリハビリテーション技術との融合による医療応用の推進等の、我が国の優れた技術シーズの実用化支援等を通じ、国際競争力の高い医療産業の構築を図る。
- ・生活習慣病や認知症の予兆を発見できるバイオマーカー・リスクマーカーの研究・開発を促進するとともに、開発されたバイオマーカーの有用性を検証する。また、生活習慣病や認知症の予防等の効果が期待できる医薬品等の研究・開発を進める。
- ・異業種参入により、ICT 等の技術革新も取り入れた革新的な医療機器・システムの開発を支援するため、医療機器開発支援ネットワークの充実化、臨床現場・関係学会等との連携などの開発支援環境の整備を行う。また、革新的な医療機器・再生医療等製品の評価方法等を世界に先駆けて提案し、国際標準の獲得を図る。
- ・8K 等高精細映像技術の内視鏡や診断支援システム等への応用の実用化に向けた研究を行う。
- ・国立高度専門医療研究センター (NC) や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備や、PMDA の医療情報データベースシステム (MID-NET) の構築による医薬品等の評価と安全対策を高度化するための環境整備を進める。
- ・革新的な医薬品の早期実用化のため、リアルワールドデータなどの活用を踏まえた条件付き早期承認制度を検討する。
- ・医療系ベンチャーが起業しやすい環境を整備するため、薬事や知的財産等の専門的な知識を有する人材の確保など総合的な支援の充実を行う。

iv) グローバル市場の獲得、国際貢献

- ・医療・介護の国際展開のうちアウトバウンドの推進は、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関 (日本の医療拠点) の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援、開発途上国等のニーズを把握した上での相手国の保健・医療の課題解決に向けた医療機器開発などの取組を行う。また、海外における医療機器メーカーによるメンテナンス体制の構築・充実を推進する。
- ・医療のインバウンドの推進については、訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 2020 年までに 100 か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。また、「改革2020」プロジェクトの一環として、本年1月31日に公表されたジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ (JIH) の海外での認知度向上を図りながら、円滑な渡航や受診を支援するコーディネーターの質の向上や、現地受入拠点の整備等、引き続き必要な環境整備を進める。
- ・「アジア健康構想に向けた基本方針」(平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定) に基づき、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験をアジアの実情とニーズに見合う形で紹介し、新しいアジアに相応しい UHC (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ) モデルの確立を目指す。民間事業者のアジア地域への展開を支援するとともに、介護人材への日本語教育の基盤整備、送出国との連携強化等を推進することにより、アジアにおける高度な介護人材の育成及び還流を推進する。
- ・「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」(平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定) 等に基づき、官民一体での我が国の医薬品等の途上国への提供に係る国際協力、長崎大学の高度安全実験施設を中核とした感染症研究拠点の形成等による研究能力・機能の強化、指定医療機関の拡充等を推進する。世

界保健機関（WHO）や「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等の国際保健機関、途上国において必要な医薬品等の開発・普及を進めるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、国際的なワクチン開発の取組等への支援を行うとともに、国際的な重要課題となっている薬剤耐性（AMR）対策を推進する。加えて、国際保健分野での日本のプレゼンスを発揮すべく人材の育成や国際機関への派遣を強化する。